

社会福祉法人米原市社会福祉協議会福祉機器貸し出し事業実施要綱

（目的）

第 1 条 社会福祉法人米原市社会福祉協議会福祉機器貸し出し事業（以下、「本事業」という。）は、在宅の要介護者に対し、福祉機器を貸し出すことにより、利用者の心身機能の維持向上と介護者の介護負担の軽減を図ることを目的とする。

（実施主体）

第 2 条 本事業の実施主体は、社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）とする。

（対象者）

第 3 条 本事業の対象者は、米原市内に在住し、次の各号に掲げるいずれかに該当する者とする。ただし、いずれの場合も他法、他施策を優先するものとする。

- （1）在宅のねたきり高齢者
- （2）在宅の心身障がい（児）者
- （3）その他、本会会長が特に必要と認めた者

（貸出機器）

第 4 条 本事業において貸し出す機器は、車イスのみとする。

（貸出期間）

第 5 条 本事業の貸し出し期間は、6ヶ月とする。ただし、本会会長が必要と認めた場合はこの限りでない。

（利用申請）

第 6 条 本事業を利用しようとする者または介護者（以下「利用者」という。）は、利用申請書（別記様式第1号）を本会会長に提出しなければならない。

2 前条の利用期限を越えるものについては、あらたに利用申請を行うものとする。

（契約の締結）

第 7 条 本会会長は、前条の利用決定を受けた者との間に、別に福祉機器賃貸借契約を締結するものとする。

（利用料）

第 8 条 利用者は、第4条の福祉機器を借り受けるにあたり、1ヶ月あたり500円の利用料を返却時に支払うものとする。ただし、利用期間が1ヶ月に満たない場合においても同額とする。

- 2 本会会長は、利用者が経済的理由により、利用料を支払うことが困難と認められたときは、その利用料の支払いを免除することができる。

(機器の搬送)

第 9 条 借り受け及び返却にあたっての搬送は、利用者が行うものとする。

(利用条件)

第 10 条 利用者は、借り受けた機器を譲渡や転貸、または担保に供するなど目的外に供してはならない。

- 2 借り受けた機器は善良な管理を行い、破損等が生じた場合は、速やかに本会に報告し、その指示に従わなければならない。

(費用弁償)

第 11 条 本会会長は、利用者の責めに帰すべき事由により破損等が生じた場合は、その修繕等に要する費用の実費について、利用者による負担を求めることができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか貸し出しに関する必要な事項は、本会会長が別に定める。

- 2 また、本会は個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用する。

付則 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付則 この要綱は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

付則 この要綱は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱を施行する場合において、従前の要綱等に基づいて貸し出された福祉機器の取り扱いについては、その例による。